

医療費の助成制度

田原市では、市民の皆さんが医療機関にかかるときの費用の負担を軽くして、安心して医療サービスを受けていただけるよう、さまざまな助成制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

市民課国保年金係 ☎23局3514

老人保健医療費給付



対象

- ・昭和7年9月30日以前に生まれた方
- ・65歳以上で一定の障害がある方

内容

医療を受けたときの自己負担が1割（一定以上所得のある方は2割）となります。

申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・印鑑

国民健康保険 高齢者医療費給付



8月1日からは薄橙

対象

国民健康保険に加入している70歳以上の方で、老人保健法の受給者証をお持ちでない方

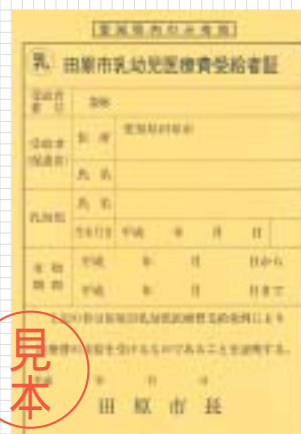
内容

医療を受けたときの自己負担が1割（一定以上所得のある方は2割）となります。

発行について

該当者へ誕生日に郵送します。

乳幼児医療費助成



対象

未就学の乳幼児

内容

医療保険における自己負担額を助成します。

申請に必要なもの

- ・健康保険証(加入手続き中のときは証明書)
- ・印鑑